

再調査の請求についての決定を経ない審査請求について

平成 年 月 日

再調査の請求人

殿

(年号) 年 月 日付再調査の請求書による再調査の請求について、行政不服審査法第 57 条の規定に基づき、下記のとおり教示します。

記

(年号) 年 月 日付再調査の請求については、再調査の請求がされた日(再調査の請求についての不備が補正された日)から 3 月を経過しましたので、再調査の請求に係る処分について直ちに財務大臣(内国消費税等に係る処分については、国税不服審判所長(提出先 国税不服審判所首席国税審判官))に対して審査請求をすることができます。

[連絡先] : (電話番号)
(担当者の官職及び氏名)

(規格 A 4)